

令和5年第5回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年5月9日（火）

午前10時00分開会

午前11時00分閉会

2. 場 所 廿日市市役所7階会議室

3. 出席委員（農業委員 12名）

1 番 中田 安義

2 番 木浦 紀幸

3 番 神鳥 正貴

4 番 中山 誠治

5 番 岡 真由美

6 番 古川 憲吾

8 番 梶原 安行

10 番 山田 政則

11 番 河井 孝之

12 番 岩木 國明

13 番 沖村 弓枝

14 番 河野 義刀

（推進委員 10名）

推進委員 登 宏太郎

推進委員 岩本 博志

推進委員 吉田 雅子

推進委員 清水 透

推進委員 堀田 良昭

推進委員 小西 礼子

推進委員 三田 邦男

推進委員 黒田 球貴

推進委員 松井 祥壮

推進委員 安井 多佳子

4. 欠席委員（1名）

9 番 是佐 恵美子

推進委員 岡村 昭男

推進委員 倉本 良夫

5. 議事録署名委員

11 番 河井 孝之

12 番 岩木 國明

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 谷口 栄吾

主 事 原田 ゆみ

（佐伯支所）次 長 藤本 秀樹

（吉和支所）主任主事 平井 翔太

（大野支所）主任主事 奥田 規之

（宮島支所）主 査 胡 真寿

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
について（利用権賃借）

(2) 議案第 20 号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第 21 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(4) 議案第 22 号 非農地証明交付申請について

(5) 議案第 23 号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について

《報告事項》

(1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

(2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	それでは、廿日市農業委員会会議規則第 5 条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから、令和 5 年第 5 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 13 名、本日の出席委員は 12 名、欠席委員 1 名ということでございます。在任委員の過半数の委員さんが出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定によりまして、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づきまして、11 番の河井委員さん、12 番の岩木委員さんのご両名にお願いします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	すみません。本日机に置かせていただきました議案書の差し替えが少しありましたので、そちらの令和 5 年 5 月 9 日配付の議案書差し替えで説明をさせていただきます。 議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について、説明させていただきます。 議案書は、3 ページ、4 ページ、位置図は 1 ページから 3 ページになります。 番号の 129 番、農地の所在地は、吉和字田尻、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 2 筆の 3,927 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 14 年 12 月 31 日までの賃貸借の再設定を行うものです。 次に、番号 130 番、農地の所在地は、津田字江尻、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 8 筆の 4,298 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和 6 年 3 月 31 日までの使用貸借の再設定を行うものです。 次に、番号 131 番、農地の所在地は、津田字檜ノ迫、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 1 筆の 859 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 8

	年 3 月 3 1 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 いずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 号の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 1 9 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 1 2 9 番、中田委員さん、1 3 0、1 3 1 を松井委員さん、お願いいたします。
1 番委員	1 番の中田です。番号 1 2 9 番について、説明いたします。 4 月 2 4 日に岡委員、倉本推進員、事務局とで現地調査を行いました。申請人の〇〇さんは稲作を中心とした専業農家でございます。この申請地のある田尻地域は吉和で初めて圃場整備をした地域でございます。現在は〇〇と〇〇さんとでほとんど耕作しているような状況でございます。その一環として、この申請地を再設定ということで申請されましたので、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
松井推進委員	番号 1 3 0、1 3 1 について、説明いたします。津田地区推進員の松井です。まず、番号 1 3 0、位置図は 2 ページです。現地確認を 3 月 2 0 日に木浦委員、事務局 2 名と実施いたしました。位置図を見ていただくと、廿日市佐伯線になりますが、このちょうど中央に〇〇があります。その真裏になります。左に行くと支所になります。位置関係はこういうことになります。当該農地は、昨年利用権の新規設定を受けている新規就農者でございます。確認日当日、トウガラシ、パクチー等の作付けに向けて堆肥を搬入中でございました。こうした状況でありまして、今回利用権の再設定を行うもので特に問題はないと考えます。次に、1 3 1 番、地図は 3 ページでございます。この位置図というのが一番上のほうに書いてありますが、ちょっと上のほうが佐伯支所になります。浅原方面に県道本多田佐伯線を下っていきますと、現地の近くになります。この農地は、利用権の設定を受ける者の子供さんが以前借り受けていたものの、他産業に就業したため就業できない状態になり、隣接農地で自然農法による営農を行っている父親が借り受けるものでございます。現地は草刈り等がなされ、当該農地及びその周辺も適正に管理しておりました。こうした状況で、今回利用権の新規設定を行うもので、特に問題はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいま地元委員のご説明がございました。これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ありませんか。

	《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りいたします。 議案第１９号について、承認することに異議ございませんか。
	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第１９号について、承認することに決定いたします。 続きまして、議案第２０号 農地法第３条の規定による許可申請について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第２０号 農地法第３条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は６ページ、７ページ、位置図は４ページから９ページになります。 番号７２番、農地の所在地は、原字國實、登記地目は田です。面積は１筆の１，２４５平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難のため、譲受人は親族の農地を引き継ぐためで、無償の所有権移転です。 次に、番号７９番、農地の所在地は玖島字長谷、登記地目は田及び畑です。面積は３筆の３，４８６平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方により耕作困難のため、譲受人は既存経営地に近く、耕作が便利なためで、有償の所有権移転です。 次に、番号８０番、農地の所在地は玖島字下吉末、登記地目は畑です。面積は１筆の６９５平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方による耕作困難のため、譲受人は親族の農地を引き継ぐためで、有償の所有権移転です。 次に、番号８５番、農地の所在地は河津原字下本谷、登記地目は田です。面積は２筆の１，６６４平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難のため、譲受人は経営規模拡大のためで、有償の所有権移転です。 次に、番号８６番、農地の所在地は原字長野、登記地目は田です。面積は１筆の１７７平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難のため、譲受人は購入する自宅に隣接し、新たに農業を始めるためで、有償の所有権移転です。 次に、番号９２番、農地の所在地は玖島字兼康、登記地目は田です。面積は２筆の１，３４５平方メートルの申請です。関係者

	は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難のため、譲受人は親族の農地を引き継ぐため、無償の所有権移転です。 以上で、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局の説明が終わりました。これについて、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 それぞれお願いしますが、72番を沖村委員さん、79番、岩木委員さん、80番、清水委員さん、85番、木浦委員さん、86番、沖村委員さん、92番、岩木委員さん、お願いいたします。それぞれ順番はこうありますが、2件ある場合は引き続き説明をお願いいたします。
13番委員	13番の沖村です。番号72番について、説明をします。地図は4ページです。3月28日に岡村委員と事務局とで現地調査に参りました。譲渡人〇〇さんと譲受人〇〇さんは親戚関係です。高齢によって耕作困難ということで、親戚の〇〇さんに移ります。〇〇さんのお家は網かけの2軒左上になります。何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。続いて、86番の説明をいたします。地図は8ページです。4月18日、岡村委員と事務局とで現地調査に行きました。この物件は空き家バンクに付随する農地でしたが、4月からは全部、空き家バンクという縛りはなくなったということです。網かけのすぐ左のお家が、その空き家バンクに登録されていたところで、何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。
議長	岩木さん、お願いします。
12番委員	12番の岩木です。79番の地図は5ページでございます。4月14日に事務局2名の方と堀田推進員と私とで現地確認を行いました。現在地は地図を見ていただいて、旧玖島小学校から約2.5キロ、芸南カントリークラブの方向へ行ったところでございます。譲渡人、〇〇さんですね。そして譲受人が〇〇さんとの3条申請であります。〇〇さんは佐伯区に在住しておられて、もう高齢でもございますし、耕作が困難であり、また、この農地ですが3年程度耕作放棄地になっておりますので、耕作を再開するには〇〇さんもお高齢のため少し時間がかかるのではなかろうかと思います。地図を見ていただきますと、網かけの長方形の下が〇〇さんの田んぼです。その周りにまだあるわけですが、そういう感じでございますので、〇〇さんの耕作地が近いので何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。そして、続きまして、番号が92番ですが、これも地図が9ページです。これは、やはり玖島小学校から約2キロ程度、芸南カントリー

	一のほうへ上がったところでございます。これも4月14日に事務局2名の方と堀田推進員、私とで現地確認をいたしております。譲渡人が〇〇さんですが、広島市に在住しておられ、耕作を放棄され、譲受人、〇〇さんとの3条申請でございます。この申請地は、今年の1月の総会で利用権設定をした農地ではございますので、利用権を解除され、〇〇さんが耕作をされることになりました。そして、地図で見ていただくと、網かけの右側が〇〇さんの農地でございますので、隣接地でするので有効に使われるのではないかと思います。もう田植えも済んでおります。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。
清水推進委員	推進員の清水でございます。番号80番、地図は6ページ。 現在、廿日市虫道線が通行止めで橋が架け替わっていますが、その臨時の道路のすぐ上に家と農地があります。譲渡人の〇〇さんは新築をしてすぐ転勤になり、現在、山梨県の甲州市に住んでおられます。その際、湯来におられる親戚の〇〇さんに維持管理を一切任せて、そちらに転勤されました。その転勤も長くずっとおられて、高齢になってきまして、もう帰ることもできないというような状態で、その譲渡人の〇〇さんに名義を変えようということになったそうです。隣地との境はきれいにされておりますので、何ら支障はないと思われまますので、ご検討のほうよろしくお願い申し上げます。
2番委員	2番、木浦です。番号85番についての現地確認の報告をします。地図は7ページで、下側が県道廿日市佐伯線で、要するに東方向が支所のほうになります。それで、県道から7、800メートルほど北方向、玖島方向に入ったところに現地があります。それで、譲渡人は、既にこれはすぐ隣の〇〇の〇〇をされておるのですが、すぐお隣のということで、今まで借り手、要するに畑として利用されていてハウス等も既に建っておられたりするような土地です。渡し人もすぐその上側の道、上の近所同士でということ。問題ないと思いますので審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの20号の議案につきまして、地元地区担当委員のそれぞれのご意見を述べられました。 これについて、皆さんからのご意見、ご質問等を伺います。ございませんか。よろしいでしょうか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りします。 議案第20号について、許可することに異議ございませんか。

	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２０号について、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第２１号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第２１号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、説明させていただきます。 議案書は８ページ、位置図は１０ページになります。 番号８９番、農地の所在地は、津田字下花上の第二種農地で、登記地目は田です。面積は１筆の８２平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。移転理由は、太陽光発電設備の敷地の一部として利用するための申請です。書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第２１号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局の説明が終わりました。 地元地区担当委員に意見をお伺いします。 木浦委員さん、お願いします。
２番委員	すみません。さっきの番号８５ですが、これ４月１８日に小西委員、事務局２名で現地調査をしました。すみません。 はい。５条の８９番について、現地調査の報告をします。番号２番、木浦です。これは、４月１９日、河野会長、神鳥委員、松井委員、事務局２名で現場の調査確認をしました。地図が１０ページになります。これはちょうど左下が佐伯支所で、佐伯支所から県道でない、要するに、花上地域という方向へ大体３００メートルぐらい上がったところで、その右側になります。右側のすこし黒い線のところが、もう既に太陽光設備です。この申請人が、既に太陽光のパネルを設置されておられる場所があり、ここに太陽光設置された時に、この申請地番が一緒に出ていたのですが、当時この地番だけ削除されたという事情があったのではないか思うのですが。もうとにかく周りが全部太陽光パネルが設置されており、利用できないような状態になっているので、太陽光パネルの事業者のほうに移転したいということで許可申請が出ています。別段面積も小さいですし差し支えないと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただいま、地元地区担当委員の意見を述べていただきました。

	これについて、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りします。 議案第 2 1 号について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 2 1 号について、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第 2 2 号 非農地証明交付申請について、議案といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 2 2 号 非農地証明交付申請について、説明させていただきます。 議案書は 9 ページ、位置図は 1 1 ページ、1 2 ページになります。 議案と一緒に送付しました現地確認写真が添付されている、議案第 2 2 号資料①も併せてご覧ください。 番号 9 0 番、農地の所在地は、地御前字大神、登記地目は田です。面積は 1 筆の 1 9 5 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 次に、番号 9 1 番、農地の所在地は上平良字廣池、登記地目は田及び畑です。面積は 6 筆の 8 4 2 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 こちらは、昨年 5 月の総会で説明いたしました、現在廿日市市が取り組んでいる新機能都市開発事業の区域内で山林化している農地に対する非農地証明申請です。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、現地は森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第 2 2 号 非農地証明交付申請について、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、この案件につきまして、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 9 0 番、中山委員さん、9 1 番、登委員さん、お願いします。
4 番委員	4 番の中山です。4 月 1 9 日に岩本委員と職員 2 名で、ここを

	現地調査しました。位置図は１１ページです。あと別表で非農地証明現地確認写真がありまして、ここは反対の山を〇〇という会社が造成しているのですが、その申請されている人が、いずれはここを開発されるのだらうと思うのですが、現状は今事務局から説明がありましたように、もう山林化されておりますので、非農地として確認して認めるようにしたいと思いますので、審議のほうをよろしくお願いいたします。
登推進委員	９１番について、説明します。推進員の登です。位置図は１２ページ。宮島サービスエリアから南へ少し下がった辺りです。写真は資料１の下側の写真をご覧ください。４月２５日、是佐委員、事務局２名で業者２名の案内で現地調査を行いました。農地でなくなった理由は、平成１０年頃、人手不足により耕作放棄したため雑木等が茂り、原野状態になったということです。証明を受けようとする理由は、土地区画整理事業による造成工事を行うためです。前回、前々回の総会に続いての新規の土地開発事業区域内での申請でございます。特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、この意見につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。非農地証明多いね、最近。 ご意見ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第２２号について、承認することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２２号について、承認することに決定します。 続きまして、議案第２３号 農地法に基づく処分に係る審査基準等（案）について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第２３号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について、説明させていただきます。 議案と一緒に送付しました、議案第２３号資料①の２ページをご覧ください。 こちらにつきましては、２ページ上段の審査基準におきまして、下限面積が廃止されたことに伴い、今後、小面積の農地取得の申請が増加されることが予想されることから、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として、他の要件の判断に

	において留意すべき事項を記載したガイドラインの改正を令和 5 年 3 月 28 日に行いました。 本市においては、農地法等に基づく処分に係る審査基準等について、広島県の基準を準用していることから、同様に改正を行うものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	この案件については、以前から問題になっていて本当に下限面積がかなり縮小され、また、今回は削除されると。まあ、どうなるのかと心配なのもありますが、こういうような形で審査基準の改正案が出ておりますので、ご審議を願いたいと思います。 これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 よろしいでしょうか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見もないようですので、お諮りします。 議案第 23 号について、改正することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 23 号について、改正することに決定いたします。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告します。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、説明させていただきます。議案書は 11 ページ、位置図は 13 ページになります。 今月の報告は、令和 5 年 3 月 13 日から令和 5 年 4 月 10 日までの間に受理した 1 件です。議案の朗読は省略させていただきます。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いいたします。 《委員より質疑等なし》

議長	質疑がないようですので、報告第 1 号について報告を終わります。 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告をいたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、説明させていただきます。 議案書は 1 2 ページ、1 3 ページ、位置図は 1 4 ページから 1 8 ページになります。 今月の報告は、令和 5 年 3 月 1 3 日から令和 5 年 4 月 1 0 日までの間に受理した 5 件です。議案の朗読は省略させていただきます。 番号 5 7 番については、譲渡人の先代が農地転用の手続を行わず、住宅として利用していたため、顛末書が提出されています。 番号 8 1 番については、過去に転用届が提出されています。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第 2 号について、報告を終わります。 それでは本日の総会はこれで終わらせていただきまして、次回の 6 回農業委員会総会は 6 月 9 日金曜日、1 5 時からです。 場所は市民活動センター 2 階 第一研修室で行いますので、お間違いのないように来てください。よろしくお願いします。 ありがとうございました。

（閉会 午前 1 1 時 0 0 分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 6 月 9 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（ 1 1 番委員）

廿日市市農業委員会委員（ 1 2 番委員）
